

諮問(不)第 39 号

答申(不)第 39 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県警察本部長(以下「実施機関」という。)が令和 4 年 8 月 5 日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った、保有個人情報開示決定により特定した文書及び決定内容は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、令和 4 年 7 月 22 日付けで、長崎県個人情報保護条例(平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。)第 12 条第 1 項の規定により実施機関に対して「平成 29 年〇月から〇月頃、私が〇〇警察署や警察本部宛に送付した暴行事案に関する告訴状を送付した件について対応してもらった事がわかるものの全て。」との開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「告訴(発)等取扱簿(平成 29 年〇月〇日認知番号第〇号)」「長崎県警本部刑事部長〇〇〇〇宛ての封筒(差出人「〇〇〇〇」)の写し」「告訴状と題する文書(平成 29 年〇月〇日付け、告訴人「〇〇〇〇」に係るもの)の写し」(以下「本件文書」という)を特定し、令和 4 年 8 月 5 日付けで、条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、保有個人情報開示決定(全部開示)(以下「本件処分」という。)を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、令和 4 年 8 月 25 日付けで、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により本件処分を不服として、長崎県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和 4 年 7 月 22 日付けの個人情報開示請求に〇〇署に送付した特定記録 2 通が特定されていない」というものである。

2 審査請求の理由

請求人の主張は、「令和3年〇月〇日付け受付番号第〇号(〇〇〇第〇号)令和3年〇月〇日付け受付番号第〇号(令和1年〇月〇日分)(暴行教唆、暴行相被疑にしもみ消し)(刑事課〇〇〇〇)(常習暴行者の生年月日誤魔化し)」との記載であり、警察の対応に何らかの主張があるものと思料されるが詳細判然としない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の検討

(1) 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、請求人が平成29年〇月か〇月頃に〇〇警察署宛てに送付したと主張する告訴状と認められる。

告訴の受理は、告訴人の告訴状等の提出により受理するのが通例であるが、受理に当たっては事前に相談を受け、告訴状の内容を吟味の上、告訴要件を満たしているか、中傷等を目的とする虚偽又は著しい誇張による告訴ではないか等内容の確認を行い、不備等がある場合には補正を求めるなどの対応をしている。

(2) 対象保有個人情報の確認等

ア 関係職員からの聴取

請求人は、開示請求書の中で、平成29年当時に〇〇警察署宛てに告訴状を送付した旨申し立てていることから、事実関係を確認するため、関係職員に聞き取りを行った。

その結果、請求人から2通の告訴状が〇〇警察署宛てに郵送されたと記憶している者が認められた。

イ 郵送文書等取扱簿の確認

長崎県警察における文書の取扱いに関する訓令(平成13年長崎県警察本部訓令第11号)第13条の規定によれば、警察署に送付された郵送文書については封かんのまま逋送等担当課(警察署警務課)備付けの郵送文書等取扱簿に登載することとされている。

当該郵送文書等取扱簿(平成29年分)の保存期限が令和5年3月31日までであったことから、〇〇警察署が現有している同取扱簿について確認したところ、請求人が主張する時期に同人からの特定記録2通を受け付けていることが確認できたが、当該特定記録で送付された文書が請求人の主張するものか同一のものかは判明しなかった。

仮に、当該特定記録で送付された文書が請求人が主張する文書であったと

すると、以下に記載のとおり、犯罪事件受理簿に登載される又は警察安全相談として経緯を記録する、のいずれかの対応が想定される。

また、同取扱簿を確認したところ、請求人からの特定記録2通を警察署で受領後に、警察署から請求人宛に特定記録1通が発送されていることが確認されたが、送付文書の内容までは判明しなかった。

ウ 犯罪事件受理簿の確認

開示請求の内容が事実である場合、開示請求書に記載された日又はその後に請求人からの告訴状を受理している可能性があり、その場合、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第62条の規定により「犯罪事件受理簿」に登載されていることになる。しかしながら、平成29年の犯罪事件受理簿において請求人の氏名等を基に関係警察署において検索を行ったが、その事実は認められなかった。

エ 告訴状と題する文書の写し等

前述のとおり、告訴事件等に関する相談を受けた場合で、告訴状の要件を満たしているかどうか吟味する場合等には、長崎県警察では、長崎県警察の警察安全相談業務に関する訓令（平成25年長崎県警察本部訓令第7号）により定めている相談受理票において、その相談要旨等を記録し処理する場合がある。その際、相談者が持参し、警察において受理する前の検討段階の告訴状（以下「告訴状と題する文書」という。）について、その写しを作成し、相談受理票に添付して記録化する場合もある。

しかしながら、相談受理票については、保存期間を3年と規定しており、本件開示請求に係る相談受理票が仮に作成され、告訴状と題する文書の写しが添付されていたとしても、平成29年当時に作成された相談受理票については、令和3年3月31日をもって保存期間満了となっている。（令和3年〇月〇日廃棄済み）

確認のため、〇〇警察署に保存されている相談受理票を対象に、開示請求書に記載された時期及び請求人の氏名を基に検索を実施したが、該当する文書の発見には至らなかった。

オ 告訴(発)等取扱簿について

本件開示請求で特定された「告訴(発)等取扱簿」にあつては県警本部所属である刑事総務課のみで作成、保管される公文書であるため、〇〇警察署には存在しない。

2 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めていると解されるが、処分庁では上記のとおり、当該開示請求に係

る保有個人情報とは本件文書以外現に保有しておらず、存在が確認できなかったことから、本件文書に記録された本人に係る個人情報を本件対象個人情報として特定した本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

請求人は、本件文書以外にも本件開示請求にかかる保有個人情報が存在する旨主張し、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 郵送文書等取扱簿について

審査会において同取扱簿の写しを見分したところ、請求人が主張する時期に同人からの特定記録2通を受け付けていることは確認できたが、同簿冊は郵便の受付を記載する事務的簿冊であり、送付された文書内容を記載するものではなかったことから、「開示請求時点では受け付けた特定記録が請求人の主張するものと同じのものであることは判明しなかった。」という実施機関の説明に不合理、不自然な点は見受けられない。

また、同取扱簿に記録された「請求人からの特定記録郵便」の配達記録番号と、請求人が提出した反論書に印刷されている「〇〇警察署宛ての特定記録郵便封筒」の配達記録番号が同一のものであると確認され、平成29年当時請求人から警察へ送付された特定記録が、警察から請求人へ返送されていることが判明したが、開示請求当時の決定の判断を左右するものではない。

(2) 犯罪事件受理簿について

告訴状が受理された場合は、犯罪事件受理簿に登載しなければならないこととされていることから、平成29年当時の職員への聞き取りや当時の犯罪事件受理簿の検索を行い、告訴状が受理された状況は確認されなかったとする実施機関の説明に不合理、不自然な点は認められない。

(3) 相談受理票について

実施機関によると、告訴状が受理されていなくても、告訴状の提出の申出があった場合に、告訴状の要件を満たしているかどうかを吟味するため、相談受理票を作成し、その申出内容等を記録することがあるが、その場合には、告訴状と題する文書そのものを受理せず、その写しを当該相談受理票に添付することがあるとのことである。

しかしながら、相談受理票の保存期間が3年であることから、請求人が告訴状を送ったとする平成29年当時に相談受理票が作成されていた場合には、保存期間の満了により廃棄されているとの実施機関の主張は、首肯できる。

さらに、実施機関は、〇〇警察署に保存されている相談受理票について請求人の氏名等を基に検索を行ったが、本件に該当する相談受理票は保有されていないとのことである。

いずれにしても、現有している相談受理票の中に本件開示請求に該当する相談受理票は保有されていないとする実施機関の説明に格別不合理、不自然な点は認められない。

(4) 告訴(発)等取扱簿について

告訴(発)等取扱簿は、警察署に告訴状を回付する以前に、警察本部に告訴状が届いたということを記録するための文書であり、〇〇警察署には存在しないという実施機関の説明に、不合理、不自然な点は認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

本件対象保有個人情報をもとに本件文書以外に保有していなかったとする実施機関の説明に、格別不合理、不自然な点はなく、また、他に本件対象保有個人情報が存在すると推測される特段の事情も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対して、条例第18条第1項の規定により、本件文書を特定し、開示した決定は、妥当である。

4 結論

以上のことから、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和5年1月30日	諮問庁から諮問書を受理
令和5年7月28日	審査会（審査）
令和5年8月24日	審査会（審査）
令和5年9月21日	審査会（審査）
令和5年10月6日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
池 内 愛	弁護士	会長職務代理者
浦 川 末 子	学識経験者	
尾 崎 友 哉	長崎大学情報データ科学部教授	
松 崎 な つ め	長崎県立大学副学長	
武 藤 智 浩	弁護士	会 長